

○遠賀町心身障害者扶養共済制度補助金交付条例

昭和52年3月29日条例第11号

改正

平成20年3月28日条例第1号

遠賀町心身障害者扶養共済制度補助金交付条例

(目的)

第1条 この条例は、福岡県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年福岡県条例第21号）第5条の規定により加入している保護者（以下「加入者」という。）のうち、経済的に困難な世帯に対し、掛金の補助をすることにより心身障害者の福祉の増進と生活の安定を図ることを目的とする。

(対象者及び補助額)

第2条 この条例により補助金を受けることができる者は、本町に住所を有する加入者のうち、別表に掲げる対象者の欄に該当する者とし、補助額は、それぞれ同表補助額の欄によるものとする。

(申請)

第3条 前条の補助金の交付を受けようとする加入者は、交付申請書に前条の規定に該当することを証明する書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 前条の規定により補助を受けている者が引き続き補助を受けようとするときは毎年4月に更新を受けなければならない。

(補助金の交付)

第4条 前条の申請について、審査及び調査の結果第2条の規定に該当すると認められるときは、掛金の納付を確認したのち納付額について、該当年度分を該当年度の3月に補助金を交付するものとする。ただし、年度の途中で受給資格を喪失した時はそのつど納付額について、補助金を交付することができる。

(変更申請)

第5条 補助金の交付を受けている加入者が、第3条の申請事項に変更を生じたときは、これを証する証明書を添えて変更申請書をただちに町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第6条 加入者が虚偽の申請又は、この条例に違反して補助金の交付を受けたときは、ただちに返還しなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日条例第1号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

対象者	補助額
生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	掛金の10/10に相当する額
今年度の町民税非課税世帯	掛金の5/10に相当する額
今年度の町民税均等割課税世帯	掛金の3/10に相当する額
震災、風水害、火災、その他の災害により、生計の維持が困難となった世帯（生活保護法による被保護世帯と同程度もしくはそれ以上生活困難と認められるもの）	掛金の10/10に相当する額 適用期間は12カ月を限度とする

備考

今年度の町民税の額が未決定のときは、前年度の町民税の額で決定するものとする。